

# 「江戸川区子ども・子育て支援事業計画(案)」 の意見公募(パブリック・コメント)手続きの結果について

「江戸川区子ども・子育て支援事業計画(案)」に関する意見公募(パブリック・コメント)手続きは、平成27年1月20日から平成27年2月2日までの期間に行いました。

その際、66件(28名・1団体)のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見及び区の考え方は、以下のとおりです。

## 1 意見公募手続の概要

### (1) 意見公募の周知方法

- ア 平成27年1月20日から平成27年2月2日の間、区ホームページに掲載するとともに、子ども家庭部子育て支援課、子ども家庭支援センターの窓口で閲覧
- イ 平成27年1月20日号の「広報えどがわ」に掲載

### (2) 意見の提出方法

- ア 区ホームページ
- イ 郵送・FAX又は持参

### (3) 意見の提出先

江戸川区子ども家庭部子育て支援課計画係

## 2 意見公募の結果 66件(28名・1団体)

ご意見骨子		回答
<b>第1章 計画策定(12件)</b>		
1	「計画策定の考え方」について、「基本理念」や「基本目標」をわかりやすく提示してほしい。	「計画策定の考え方」に基本理念となる標語を追記し、「計画の位置づけ」においても法令で事業計画に求められている具体的な内容を加えたほか、巻頭言においても区のメッセージを発信するなど分かりやすく伝えるように努めました。
2	区事業計画の基本指針と目標を設定してほしい。	本計画は子ども・子育て支援法第61条に定める「教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」であり、区の策定方針は本計画の「計画策定の考え方」に記載しています。なお、区の理念や基本方針については、これまで区が策定した江戸川区長期計画や江戸川区次世代育成支援行動計画の考え方を継承しています。

3	1 歳児で認可保育園に入れてありがたいと思っているが、周りにはゼロ歳児保育が充実しないと話す人もいる。保育ママなどの区で行っている事業をもっと知りたい。また、少子化抑制の観点から、子育て世帯が引っ越したいと思えるような取り組みも必要ではないか。	本計画では、ゼロ歳児の保育定員拡大を予定しています。また、本区独自の取り組みである保育ママをはじめとする地域力を活かした子育て支援事業、本区の少子化の現状等を本計画に添付しました。
4	計画（案）では具体的な施策が想像できないため、それらが分かる資料を提示してほしい。	本区の子育て施策をご理解いただくために、地域力を活かした子育て支援事業、本区の少子化の現状、用語解説を本計画に添付しました。
5	江戸川区子ども・子育て応援会議の継続を求めたい。	平成 27 年度以降も応援会議は継続します。
6	計画の対象となる子どもの範囲について、18 歳までの子どもを中心に据えた区事業計画を求めたい。	本計画では、子ども・子育て支援法で規定された地域子ども・子育て支援事業の養育支援訪問事業や子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業等において、18 歳未満までの児童を含めた対策を講じています。
7	計画策定のためのニーズ調査の調査対象者について、なぜ 0～6 歳の就学前の子どもがいる保護者としているのか。事業計画には学童も入っているが、学童に関するニーズはどのように把握しているのか。	小学校入学後の放課後の過ごし方については、区立小学校やつくつくスクールの日々の業務を行うなかで、ニーズを把握することが可能であるとともに、ニーズ調査においても 5～6 歳の児童を持つ保護者の利用希望を把握しています。
8	①事業計画（案）をもう少し具体的に書いてほしい。 ②策定に関わった委員の住所を載せてほしい。 ③保育園は現状足りていると思うので、保育園を幼稚園に変えるのはどうか。 ④病児保育は専門家に任せるべきである。	①巻末に用語解説等を追加し、分かりやすくなるように工夫しました。 ②委員の住所は個人情報のため公表する予定はありませんが、学識経験者を除き委員は区内在住または在勤です。 ③平成 26 年 4 月 1 日時点で 298 名の待機児童がおり、このような状況で保育園を幼稚園に切り替えることは考えていません。 ④病児保育事業については、医療機関併設型の病児保育事業を基本に整備を進めています。
9	江戸川区は、子育て支援について考えている方向性が古く、根本的にずれているような気がする。	江戸川区の子育て支援の考え方については、事業計画の巻頭言及び計画策定の考え方でお示ししたとおりであり、これからも地域力を活かした取り組みを進めていきます。

10	この計画案では、子ども・子育て支援新制度が目指す「すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置」を達成するとは考えられない。	子ども・子育て支援法は、第2条で「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」としています。区では、この基本理念を踏まえて事業計画を策定しています。また、事業計画や子育て施策へのご理解を深めていただくために、本区の取り組み事例や少子化の状況、用語解説を追加しました。
11	江戸川区子ども・子育て応援会議の委員について、女性委員は半分に満たない状況である。あわせて議員も広く会派から各1名の構成にしてほしい。	委員の推薦は、性別も含め団体に一任しています。また、議員については、区議会からの推薦により委嘱しております。
12	江戸川区次世代育成支援行動計画の事業評価の公開と本事業計画案への反映点を示してほしい。	本計画は江戸川区次世代育成支援行動計画の基本的な考え方を踏襲しています。なお、年度ごとに次世代育成支援行動計画に係る目標指標事業実績を公表しています。
<b>第2章 子どもと家庭を取り巻く状況（1件）</b>		
13	区で実施した「ニーズ調査」結果について、どのように区事業計画案に活用したのか、本計画に示してほしい。	平成26年2月に開催された江戸川区子ども・子育て応援会議にニーズ調査結果を報告し、区として分析を加えています。その上で、5年の期間内に実現可能なものを計画に盛り込んでいます。また、紙面の関係上、ニーズ調査結果は、区ホームページで閲覧できることを明記しました。
<b>第3章 江戸川区子ども・子育て支援事業計画（53件）</b>		
14	幼稚園の補助は手厚いようであるが、共働き家庭や働く女性にもっと目を向けてほしい。	江戸川区の保育園及び地域型保育事業の保育料は、国が定める標準的な保育料の半額程度となるよう区が負担軽減を図るなど、共働き家庭に対する施策にも力を入れています。
15	希望者全員入れる保育園を。	保育園や地域型保育事業を拡充し、待機児童解消に努めてまいります。
16	必要最低限の保育園しか作らないという区の考えは正当なものだと思うが、入園できない方への対応を検討してほしい。また、一時保育をすべての保育園で実施してほしい。	将来的な少子化により教育・保育事業が縮小する地域も想定されることから、保育事業者の動向、本区の地域特性や財政負担等を勘案した計画を策定しました。一時保育については実施園の拡充を行ってまいります。

17	船堀地区は保育園が少なく入園できないため、保育園の建設を検討してほしい。また、延長保育を実施する区立保育園を増やしてほしい。	葛西北地域(船堀周辺)に認可保育園1園の新設を計画しています。また、区立保育園の延長保育につきましては、保育需要を見極めながら検討していきます。
18	江戸川区は区立保育園でゼロ歳児保育を実施していない、認可外保育への助成を行っていないことから、共働き世帯から敬遠されているのではないかと。一方、私立幼稚園に通う家庭には、入園料や月額保育料の補助が手厚い。	事業計画では、保育園や地域型保育事業を整備することで、低年齢児の定員拡大を図ってまいります。また、江戸川区の保育園及び地域型保育事業の保育料は、国が定めた標準的な保育料の半額程度となっており、保護者の負担軽減を図っています。
19	認可保育園に入れず、認証保育所を探して仕事を続けてきたが、両立するのに大変苦労した。また、育児休業は原則1年のため、ゼロ歳児育児がないのは大変困った。	事業計画では、ゼロ歳児保育を実施する保育園や地域型保育事業、保育ママを増やしていくことで定員拡大を図ってまいります。
20	「保育ママ事業」の制度が出来た頃と社会、家庭の状況は変わっている。少子化を改善するためにも、私立保育園でゼロ歳児クラスを早期に実施して頂きたい。	現在、認可私立保育園 17 園、認証保育所 34 園でゼロ歳児保育を実施しておりますが、本計画では認可保育園や地域型保育事業を整備することで、ゼロ歳児定員の更なる拡大を図っていきます。
21	①既存の認可保育園の「定員拡大や分園設置を誘導」について「定員拡充」の具体的方策を提示いただきたい。 ②小規模保育や事業所内保育について事業数がどの程度増加するのか。 ③「待機児童が特に多い区域」とは毎年の状況から見直しがされるのか。 ④5カ年計画内で待機児童を0にする方策は検討されていないのか。 ⑤本事業計画は、毎年ごとに更新・公開されるか。	①平成27年4月に、園舎建替えや分園設置による定員拡大を図りました。同様の手法で既存の認可私立保育園に定員拡大を図っていきます。 ②小規模保育事業については、5年間で20施設を計画しています。事業所内保育所は企業の提案を受けてから整備を進めていきます。 平成 26 年度の待機児童の状況を踏まえると、葛西北地域、葛西南地域、区民課地域が特に待機児が多い区域と認識し、早期の認可保育園整備に向けて準備を進めており、適切な時期に公表する予定です。なお、区立保育園でのゼロ歳児保育については、従来通り保育ママを活用していきます。 ③年によって変わる可能性があります。 ④今回の調査で集計されたニーズ量には、将来仕事にいたら保育施設を利用したいなどの不確定要素も含まれていますので、これまでの利用実績や待機児童の状況等を踏まえて、適正な量を見極めていきます。 ⑤本計画は毎年更新するものではありませんが、計画期間内であっても状況に応じて適切に対応していきます。

22	<p>①病児保育について、近隣区で実施している「お迎え対応型駅近郊病児保育」の実施に向けて、江戸川区でも検討してほしい。</p> <p>②認定こども園への移行について、事業計画(案)で消極的な表現に留まっているのが気になった。</p>	<p>①病児保育については、空白地域である区民課地域に医療機関併設型の病児保育施設を整備することを目指していきます。ご提案の病児保育事業については、将来的な検討課題と認識しています。</p> <p>②今後の国や東京都の動向を踏まえて、区としての方策を検討していきます。</p>
23	<p>子育て支援において、ボランティアなどを活用した取り組みを検討してほしい。</p> <p>また、3歳以上は幼稚園に、3歳以下はゆとりのある保育を受けるために、認定こども園の実現を検討してほしい。</p>	<p>子育ては、地域全体で支えていくことが大切だと考えています。今後も、ボランティアなど、地域力を活用した子育て支援を推進していきます。また、認定こども園についても、設置者の意向を踏まえて適切に支援していきます。</p>
24	<p>①今後認定こども園については、施設によって職員配置や施設条件等の基準に差が生じることが予想され、保育の質に格差が出る懸念される。</p> <p>②保育の質の確保等からも、区立幼稚園や区立保育園は替えがたい役割を担っており、責任ある運営の継続を求める。</p>	<p>①認定こども園の質の確保については、法令に基づき区が検査等を行い、条例で定める基準を満たしているか確認しています。</p> <p>②江戸川区では、幼児教育の多くの部分を私立幼稚園が担ってきました。昭和50年からは私立幼稚園に依存する「江戸川方式」を採用して、区立幼稚園は増設せず私立幼稚園を奨励していく様々な施策を行ってきました。</p> <p>また、就学前児童である0～5歳の人口は減少を続けており、区立幼稚園は各園とも入園者数が募集人数を下回る状況が続いています。このような状況から、区立幼稚園は順次閉園していく方針となりました。</p> <p>区立保育園については、社会福祉法人えどがわが運営するおひさま保育園への民営化を継続していきます。なお、民営化後も保育の実施者としての区の責任に変わりはありません。</p>
25	<p>保育ママの人数が少ないことは問題である。区がこれからも続けていくのであれば、定年延長などの対応策が必要である。また、保育施設について、子どもが楽しく・安心してすごせる環境等を望みたい。</p>	<p>区では、現在200名の保育ママが活躍しています。65歳定年ですが、その後も定年延長を実施しています。</p> <p>区立保育園は、保護者や地域のみなさまのご協力のもと、今後も子どもたちが安全に楽しく過ごせる環境づくりに努めてまいります。</p>

26	共働き世帯にとって、江戸川区が 23 区内で最も住みにくく、子育て支援について内外からの不満が絶えないと思う。最も憂慮すべき点として、区立でゼロ歳児保育を受け入れないという方針について疑問がある。	江戸川区は、低年齢期は健全な親子関係や人間性の基礎を確立する大切な時期であり、とりわけゼロ歳児はぬくもりと愛情あふれる家庭的な環境で育てることが重要であると考え、区立保育園でのゼロ歳児保育は行っておりません。ご家族に代わって家庭的な環境でお子さんをお預かりする保育ママ制度を推奨しておりますが、あわせてゼロ歳児保育を行っている一部の認可私立保育園、認証保育園をご案内しています。
27	延長保育の利用意向に関する調査を行い、延長時間の拡大と、送迎・保育サービスの拡充をお願いしたい。	今回のニーズ調査結果からも、延長保育充実の必要性は認識しておりますが、限られた財源のなかで、まずは保育園の定員拡大を図り待機児童の解消に努めていきたいと考えています。
28	仕事と子育ての両立支援等、企業向けの働き方改善の取り組み支援や区としての取り組みがあまり記述されていない。区として啓発を強化してほしい。	本計画は子ども・子育て支援法第 61 条に定める「教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」が中心となっています。なお、本区は平成 22 年 3 月に「ワーク・ライフ・バランス推進宣言」を全国の自治体に先駆けて行っており、引き続きワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に取り組んでいきます。
29	「利用者支援事業」について、基本指針の公開と設置場所の変更を求めたい。設置場所は、乳幼児健診でも通い慣れる「健康サポートセンター」に差し替え利用者にとってより身近な場所で行われることを希望する。	本区では、従前からある共育プラザや子ども家庭支援センターの機能拡充を図っていくなかで、利用者支援の充実に努めていきたいと考えています。自宅から離れている場合には、電話やインターネットなどの活用も想定しています。
30	ファミリー・サポートの費用がもう少し安いと助かる。	江戸川区のファミリーサポート事業は有償の“ボランティア”として位置づけており、依頼会員から協力会員への報酬額についてはお子さん一人一時間あたり 800 円(基本時間 8 時～19 時)と、近隣の自治体とほぼ同額となっています。また、協力してくださる会員 1 名に対し、1 名のお子さんをお預かりしていますが、兄弟姉妹に関しては 3 名まで可能とし、報酬も兄弟姉妹の活動が重なっている時間については、2 人目以降は半額となっています。

31	<p>学童クラブ終了後のファミリーサポート利用について、現状として協力会員が不足しているのではないか。</p>	<p>平成27年1月末現在、ファミリーサポートの会員数は、協力会員が約 500 人、依頼会員が約 2,000 人、25 年度末の援助活動の件数は約 15,300 件です。その内学童保育の迎え及び帰宅後の預かりは約 3,300 件となっています。協力会員の人数については、現在のところ依頼会員からの依頼に対応できている状況です。</p> <p>今後も、ファミリーサポートの援助活動に対応できるよう、毎月研修・講習会を行い、広報「えどがわ」の掲載や区の施設でポスターを掲示し、協力会員の増員に努めていきます。</p>
32	<p>区立幼稚園が4月からの新制度移行の対象外としている理由について教えてほしい。</p>	<p>区立幼稚園が新制度に移行する・しないに関わらず、現在の教育内容や保育料に変更はありません。従来から私立幼稚園が区の幼児教育の中心的役割を担ってきた状況のなか、区立幼稚園の園児数は減少を続けており、区としては区立幼稚園を順次閉園する方針です。こうした点を考えあわせ、区立幼稚園を新制度には移行しないことといたしました。</p>
33	<p>共働き世帯やひとり親家庭が増加しているなかで、地域のボランティアを確保していくことを考えてほしい。</p>	<p>ファミリー・サポート事業やすくすくスクールなど、地域力を活用した子育て支援をさらに推進していきます。</p>
34	<p>すくすく利用者の親は、年間500円の保険料で子どもを預かってくれる無料の託児所という認識。学童利用者は、お金を払って確保している生活の場という認識で、大きな認識の差がある。</p>	<p>「すくすくスクール事業」は全児童の健全育成事業として実施しております。放課後、全ての児童が学年を超えて一緒に過ごし、地域の関わりもいただき、人とのふれあいの中で豊かな心を育むことが目的です。</p> <p>登録や保護者の就労等に関わらず、放課後や学校休業日に児童がどう過ごすかということに重点を置き、コミュニケーション力や発想力、生きる力を育むよう育成・支援してまいります。</p>
35	<p>すくすくスクールでは仕事との両立が難しく、学童の機能が事実上ないように思える。</p>	<p>「すくすくスクール事業」は、全児童の健全育成事業として実施しております。放課後、就労等により家庭で適切な保護を受けられない児童を対象にした学童クラブ登録もすくすくスクールの中で行っています。</p>
36	<p>すくすくスクールを利用できる時間が短い(同様意見他3件)。</p>	<p>保護者が留守になる時間全てを補う事業ではないと考えております。</p>
37	<p>事業計画(案)の放課後児童健全育成事業について、すくすくスクール事業以外の学童すなわち民間などを指し、すくすくスクール事業以外は児童福祉法に準拠し、すくすくスクール事業は児童福祉法に準拠しないということか。</p>	<p>すくすくスクール事業は児童福祉法によらない江戸川区独自の事業として、これまでと変わらず実施していきます。</p> <p>すくすくスクール事業については1月20日号の広報えどがわでご紹介しております。</p>

38	事業計画(案)の学童クラブ事業について、「希望者は全員受入れ可能」となっているが、ここでは全校生徒の予定人数が反映されており、実際に 18 時まで保育が必要な人数の予測がされていない。	18時までにおいても希望者は全員受け入れ可能です。
39	学童クラブの補食を復活してほしい(同様意見他 10 件)。	保護者の自主運営である補食の委託をお受けすることは考えておりません。
40	すくすくスクール事業の常勤サブマネージャーの確保について、今後の方針を教えてください。	すくすくスクール指導員の非常勤化の考えに変更はありません。
41	すくすくスクール事業の活動場所について、定員がないために子ども達が過密状態になってしまう懸念があるが、今後どのように対応されるのか。	すくすくスクール事業は、空き教室の活用ではなく、学校施設全体を活用します。 放課後は校庭(雨天の場合は体育館)を中心に活動しますので、十分な広さを確保していると考えております。
42	すくすくスクール事業について、学童クラブ事業が児童福祉法外のものとなり、区条例で運営されるなかで、どのように運営されるのか。	厚生労働省令の職員が複数でそのうち一人は有資格者という職員配置ではなく、全てのすくすくスクールに複数の有資格者を配置するとともに、臨時職員、ボランティアなど多くの大人が関わる体制を整えていきます。
43	すくすくスクール事業について、区条例で運営されるなかでもこれまでの説明の通り指導員が学童クラブの児童に必要なアプローチを行っていくと理解してよいか。	学年が上がってもなお職員と保護者が連絡を取り合うことが子どもの自立において最善の方法とは考えておりません。連絡帳に限ることなく、子どもの成長や自立に応じて保護者との連絡方法を変えていき、最終的には親子間の約束で参加(下校)時間を児童自らが確認できるよう支援していきます。
44	すくすくスクール事業について、学校の設備の違い等により、子どもが過ごす環境は、学校によって大きく違うのが実情である。区条例で運営されるなかで均一化する努力はされるのか。	学校規模の違いはあっても、全校で充実した放課後が過ごせるよう学校連携、地域連携を図ってまいります。
45	すくすくスクール事業について、集団生活に障害がある児童の受け入れについては、今後もこれまでと同じ方針と理解してよいか。	集団生活の中で児童が楽しく過ごせるよう保護者と参加方法について相談し、必要があれば保護者に代わるヘルパーなどの大人と参加していただきます。
46	すくすくスクール事業について、災害時においてはどの部署が開所の判断をし、どのように学童クラブ事業の利用者へ連絡するのか。	台風などの災害時には学校の対応に準じます。これまでと同様、江戸川区教育委員会事務局教育推進課が判断し、通知や電話、学校連絡メール、ツイッターなどでお知らせします。



47	すくすくスクール事業について、以前冷蔵庫は必要に応じて設置すると説明があったが、今後も継続されるのか。	これまでと同様です。
48	すくすくスクール事業について、大きな事故にはスタッフが救急車に乗ると思うが、今後も同じ方針であるか。	これまでと同様です。
49	すくすくスクール事業の区条例において、区長はすくすくスクール事業の登録取り消しまたは停止をすることができるかとあるが、これらはどのような状況を想定しているのか。	集団生活に支障がある場合を想定しています。
50	全児童対策は指導員の負担が大きい ため、国基準の学童保育を行ってほしい。	「すくすくスクール事業」は全児童の健全育成事業として実施しております。放課後、全ての児童が学年を超えて一緒に過ごし、地域の関わりもいただき、人とのふれあいの中で豊かな心を育むことが目的です。 登録や保護者の就労等に関わらず、児童と一緒に過ごせることに、全国から高い評価をいただいております、視察が相次いでいる状況です。
51	すくすくスクール事業について、専門的な知識をもった学童指導員を配置してほしい。	すくすくスクール指導員は全員有資格者です。学童クラブ時代より職員の配置は増やしています。
52	①区条例で行われる「すくすくスクール事業」は、国の基準と同等または上回る基準が提供されるのか。 ②「放課後子ども総合プラン」(26 文科生第 277 号、厚児発 0731 第 4 号)との整合性について、江戸川区の方針を伺いたい。 ③前項の、「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室」という国の方針に対して、独自事業とする意味合いを伺いたい。 ④放課後児童クラブの基準が「おおむね 10 歳まで」という項目が国の指針で変更になったが、その対応策について伺いたい。	①厚生労働省令では、職員は複数、そのうち1名は有資格者としています。江戸川区では、全校複数の有資格者を配置しています。 また、定員40名程度とする国基準に対し、江戸川区では希望すれば誰でも登録できる事業としてしています。 ②「放課後子ども総合プラン」の前身の「放課後子どもプラン」は、江戸川区をモデルに厚生労働省と文部科学省が打ち出したものであり、江戸川区が先に実施していると考えております。 ③国のプランでの一体型や一体的とは、全児童対策の児童は学童クラブの部屋に入れられないなどの考え方であり、登録に関わらず児童は一緒に過ごす本区の考え方とは相いれない部分があるため独自事業とします。 ④国に先立ち、10年前より本区では1年生から6年生までに拡大しています。

53	<p>①学童クラブ(旧制度)を利用して仕事と子育てを両立できた親として感謝しているが、現行制度の概要がつかめない。広報を強化してほしい。</p> <p>②学童クラブの民間事業者への委託については、自治体が主体で、民間事業者には側面からの協力という立場を重視してほしい。</p>	<p>①広報の内容充実を図ってまいります。</p> <p>②全てのすくすくスクールについて、区の直営事業として行っております。</p>
54	常勤指導員の増員や学校規模による不公平のないようにしてほしい。	学校規模の大小はありますが、全てのすくすくスクールにおいて学校施設全体を活用する考えです。
55	学童クラブ事業について、子供が行きたいと思える場所、学校の勉強を深められる場所になってほしい。	学年に応じた子どもの自立を最優先に考えております。遊びや学び、人とのふれあいの中で豊かな心を育む事業と考えております。
56	学童クラブについて、学校による差があるなどの不安がある。働く家庭が安心できるようにしてほしい。	<p>「すくすくスクール事業」は全児童の健全育成事業として実施しております。放課後、全ての児童が学年を超えて一緒に過ごし、地域の関わりもいただき、人とのふれあいの中で豊かな心を育むことが目的です。</p> <p>登録や保護者の就労等に関わらず、児童と一緒に過ごせることに、全国から高い評価をいただいております、視察が相次いでいる状況です。</p>
57	学童クラブの場は、子供が親を待つ場ではなく、クリエイティブな生活の場であってほしい。	地域の連携、学校との連携により、学校や家庭ではできない学びや遊び、ふれあいを実現しています。
58	すくすくスクールについて、春江小学校の活動の広さに懸念がある。	春江小学校は学校改築工事を行っており、校庭や活動場所の制限がありご不便をおかけしていましたが、今年4月から新校舎で過ごします。
59	学童クラブについて、大勢のすくすく登録の子どもと一緒に遊んでいるため安全面に不安を感じる。指導員の増員を検討してほしい。	「すくすくスクール事業」は全児童の健全育成事業として実施しております。放課後、全ての児童が学年を超えて一緒に過ごし、地域の関わりもいただき、人とのふれあいの中で豊かな心を育むことが目的です。今後も地域や保護者との連携強化を図ってまいります。
60	学童クラブ事業について、今後どのように事業展開されるのか。「民間事業者との連携を図る」とこれまでにない記載があり、不安が募る一方である。また、「希望者は全員受け入れ可能」と記載されていますが、現在の現場においてはさまざまな制限がなされており、これらの実情から考えるとこの実現は容易ではないかと思う。	<p>児童福祉法の改正により、市町村、社会福祉法人以外の者が放課後児童健全育成事業を行うことができとなりました。そのことにより市町村が基準の条例を定めることになりました。また、事業を行う者に対し、報告を求めたり指導を行うこととあり、総合して連携を図るとしています。</p> <p>学童クラブ事業を含むすくすくスクール事業は、現在もこれからも希望者は全員受け入れる方針です。ただし、すくすくスクールに参加することが子どもにとってどうかという視点で、参加方法を保護者と相談することはあります。</p>

61	子どもの予防接種について、接種票の再発行は健康サポートセンターへ直接取りに行かないともらえないのか。	接種票の再発行は、母子健康手帳の確認を要するため、来所を基本としていますが、郵送での依頼(条件有)も可能です。
----	--	---

※頂いたご意見は、ご本人を特定されないよう、その概要を公表しています。